

事務事業の概要	事務事業名	社会福祉協議会関係経費		担当課	健康福祉部医療福祉政策課
	対 象	地域住民、支援を必要とする市民、ボランティアなどの活動をしようとする市民など		事業期間	
	目 的	社会福祉協議会が地域住民が行う地域福祉活動への支援を行い、身近な地域で福祉サービスが受けられるようにする。			
	根拠法令等	社会福祉法 等			
	内 容	地域が抱えているさまざまな福祉課題を解決するため、社会福祉法第109条に基づき社会福祉協議会が担う役割として行う地域福祉活動支援に対する補助を行いました。			
事業に要した 主な経費 など					
	経費		金額	摘要	
	伊賀市社会福祉協議会職員設置等事業補助金		円 0		
	うち人件費に係る分		円 78,619,467		
	うち事業費に係る分		円 0		
			円 0		
			円 0		
			円 0		
			円 0		
	計		円 78,619,467		

補助金等詳細

		項目		R2年度決算		R3年度当初予算		R3年度決算		R4年度当初予算		特記事項記入欄（積算基礎、特定財源の名称等）	
全体コスト（千円）	事業費	直接事業費	国県支出金		0		0		0				
			地方債		0		0		0				
			その他		31,592		31,715		31,715				
			一般財源		44,547		49,653		46,905				
			合計(A)		76,139		81,368		78,620		0		
	人件費	正規職員	業務量	0.60	人	0.60	人	0.60	人	0.60	人		
			人件費	4,687		4,659		4,659		4,643			
		再任用職員	業務量	0.00	人	0.00	人	0.00	人	0.00	人		
			人件費	0		0		0		0			
		会計年度任用職員	業務量	0.00	人	0.00	人	0.00	人	0.00	人		
			人件費	0		0		0		0			
		小計(B)		4,687		4,659		4,659		4,643			
		合計(A+B)		80,826		86,027		83,279		4,643			
		市民1人当たりのコスト(円)				893		964		933		53	

指標	指標名	指標の説明	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	地域予防対応力	医療や介護が必要な状態を 予防するために、地域全体で 諸施策に取り組む力	ポイント	目標	2320	2484	2650	2816
				実績	2284			
	指標化できない成果	0	達成	98.4				

方向	改善	課題	社会福祉法第109条に基づく地域福祉活動支援に対する補助であるので、社会や市民のニーズ・社会情勢の変化による事業効果への影響を常に把握し、柔軟に対応する必要があります。
		改善案	社会福祉協議会においてもファンドレイジング事業等により、財源確保に取り組まれているので、自主財源確保に向けての取り組みを今後も支援します。

補助事業名	伊賀市社会福祉協議会職員設置等事業補助金					施策No.	1-1	
交付の目的	地域が抱えているさまざまな福祉課題を解決するため、社会福祉協議会が担う役割として行う地域福祉活動支援事業に対する補助を行う。2025年問題に対応するための伊賀市における地域包括ケアシステム構築の根幹を担う事業である。							
交付先・交付要件	福) 伊賀市社会福祉協議会							
事業内容	社会福祉協議会は、地域住民による相互支援を活発化させることをめざして地域支援を行っており、それを進めるための法人運営並びに専門職員の配置を行っている。							
根拠法令等	健康福祉部関係補助金等交付要綱							
事業開始年度	平成16年度					契約・債務負担	無	
財源・率	一					上乗せ・範囲拡大	無	
補助実績等 (千円)	H26	107,692	H27	107,855	H28	112,378	H29	84,284
	H30	78,153	R1	82,371	R2	76,139	R3	78,620
目的の達成状況 (何が、どうなれば達成か)	地域福祉活動については、住民自治協議会単位での活動支援を行っており、現状では地域課題の発見や地域ニーズの把握のための仕組みづくりが求められている。その仕組みを39住民自治協議会で構築・運営していくことを目標とする。							
補助対象経費	社会福祉協議会が地域福祉活動職員を置くために必要な経費（給与・手当・共済費事業主負担金・賃金）及び運営経費							
補助金額・補助率 の算出根拠	地域福祉を推進する事業や事務に携わる正規職員・臨時職員1人あたりの補助単価を定め、その単価に人数を乗じ、補助金額を算出する。	類似制度、同一団体への重複補助の有無			無	終期設定の有無	事業の性質上、継続的な地域福祉支援活動が求められるため、終期の設定はできない。	
性質別分類	4. その他事業費補助	「団体運営補助」である場合の事業費補助への移行策			無			

●見直し目標の設定及び経過措置(指針「4 見直しの方向性と経過措置」参照)

今後の方向性		継続	その理由	平成29年度に業務を明確化し、委託事業を立ち上げ補助金額の見直しを行った。今後、立ち上げた委託事業を継続的に実施するかどうかの検討結果の状況に合わせて、当該補助金額に影響がある。（委託事業終了後は、当該補助金が増額となる。）	
見直し事項	具体的な内容(いつまでに、事項を、どうする)				
	補助制度	平成29年度に補助金額の算出方法の見直しを行った		対象と金額	平成29年度に補助金額の算出方法の見直しを行った

●補助金等の評価（指針「5 その他の取り組み」参照） ※実績確定後、年度ごとに記入

	評価結果	立入調査その他監督の実施状況	改善点・今後の予定・見直しの実施状況
平成30	社会福祉関係団体や地域関係者等と連携し、様々な活動を実践し、地域福祉推進に努めた。	補助金の支出にあたり、実績報告書を確認したところ、適切に事業が実施されていた。	業務の分化のため立ち上げた委託事業の継続等を考慮しながら、適正な補助金額の設定を引き続き検討していく。
令和元年	社会福祉関係団体や地域関係者等と連携し、様々な活動を実践し、地域福祉推進に努めた。	補助金の支出にあたり、実績報告書を確認したところ、適切に事業が実施されていた。さらに、補助金監査を行い、現地にて30年度の実績報告書に基づき、実際の支出書類伝票等を確認したところ、適正に執行されていた。(8月7日実施)	業務の分化のため立ち上げた委託事業の継続等を考慮しながら、適正な補助金額の設定を引き続き検討していく。
令和2年	社会福祉関係団体や地域関係者等と連携し、様々な活動を実践し、地域福祉推進に努めた。	補助金の支出にあたり、実績報告書を確認したところ、適切に事業が実施されていた。	業務の分化のため立ち上げた委託事業の継続等を考慮しながら、適正な補助金額の設定を引き続き検討していく。
令和3年	社会福祉関係団体や地域関係者等と連携し、様々な活動を実践し、地域福祉推進に努めた。	補助金の支出にあたり、実績報告書を確認したところ、適切に事業が実施されていた。また財政援助団体監査においても適正に処理されているとされた。	業務の分化のため立ち上げた委託事業の継続等を考慮しながら、適正な補助金額の設定を引き続き検討していく。

●補助金等の見直し基準における基本的事項の再チェック(指針「3 見直し対象と基準」参照)

区分	項目	チェック	備考
公益性	「公益上必要である」ことが客観的に認められるものである。	○	
	事業活動の目的・視点・内容などが経済情勢に合致している。	－	福祉施策の推進であるため
必要性・効果	市民の福祉向上及び利益の増進に効果が認められる。	○	
	市が補助すべき事業・活動であり、施策の推進に有効である。	○	
	補助金の額や補助率に対して、費用対効果が適切である。	○	
公平性	地域間で補助対象、補助基準、支出科目にばらつきはない。	○	
	同一分野のなかで、特定団体（地域）を対象とした補助金ではない。	－	一団体への補助金であるため
団体の自立性	毎年同内容の事業に対して、3年以上補助を受けていない。	－	継続した福祉施策推進であるため
	自主財源の確保など、自らの努力で団体運営を行う姿勢がある。	○	

見直しの視点	質問/所属回答						専門家チームからのアドバイス・考え方
	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	内容
法的根拠			投入率の基準は内部規則ということか？	例規にも載っていない定めである。			補助金の決定プロセスでは、「予算に定める額」と定められているだけである。積算基準が内規になっているならば、見直すべきである。
積算根拠	団体への監査を行っているようだが具体的には？ 監査する側が監査の視点をわからずに監査している場合もある。	監査委員事務局が実施した。コロナの関係で立ち入り調査は出来ていない。書類審査のみである。その他、具体的には把握できていない。	人数で決めているとのことだが、人数の適正度は測っているのか？ 外から見て、それが適切なのか分からない状況である。	お互い予算がない中で、この仕事にはこれだけの人が必要ということをお互い話し合いで決めている。	役職ごとに必要な費用が変わるなかで、各事業でどんな人がその事業に携わったのか日報を付けてたうえで、成果を確認することで、費用対効果の面でも補助金の見直しにつながる。	ご指摘のとおり。	人件費算出の根拠となる事業に携わる人数については、携わる人数をはじめから決めて、その人達に業務を振り分けるのではなく、事業ベースで「人工」を積算し適正度を測るべき。投入率は実際に誰が関わっているのか？人工表を示していただかないと実態は把握できない。客観的に適正性を測れない。日報などで適正に管理すべき。
	人件費の算出方法は、伊賀市独自のやり方か？ 完全に独自に決めた方法とは思えない、他市事例を参考にしたものと推測するが。	独自のやり方かどうかは把握していない。H29年に社協と協議して、市職員の過去5年間の事務事業評価に係る人件費の75%の補助率で単価を出し、地域福祉に係る業務をどれだけ行っているかを投入率として決定し、単価×投入率で算定している。	介護予防サロンに関する補助金はあるのか？ 事業と重複はないか？	ある。その棲み分けは出来ている。介護予防サロンの取り組みを地域予防対応力をポイントに換算しているだけで、重複しているわけではない。			内規としているだけで、対象費用を要綱内で決めていないため、他市と比べても大雑把に補助金を交付している。見直すべき。
終期設定							必ず終期設定はしてほしい。終期後必ず検証をすべきである。
自己負担・決算内容	社協への国や県からの補助金は無いということでしょうか？	設置補助金としては無い。			社協の介護収益は減っていて、合わせて人件費も減っているが、伊賀市からの人件費補助はあまり減っていないようだがその理由は？	介護保険事業はこの設置補助金とは別のもの。この補助金は社会福祉協議会で収益事業以外で地域福祉に携わるような事業に関わった人件費に対する補助となっており補助額が減っていない。	補助金等管理シートで「類似制度、同一団体への重複補助の有無」が無しとなっているが、この欄は設置補助金だけでなく、委託料も含めて、社協に対して、どの様なお金が入っているか重複した補助金はないかなどを決算全体で見えていかなければならない。
	社協が行う事業・活動に対する補助は他にあるということか？	委託料はある。			地域福祉に携わる事業というのは、どういう事業なのか？	一例を挙げると共同募金や新型コロナウイルス感染症対策事業など。	委託料についても同様に確認する必要がある。
					伊賀市社協は三重県社協へ払う負担金の額が多い傾向にある。算定根拠は？	調べてみないと算定根拠はこの場は回答できない。	三重県社協へ払う負担金の額が他団体よりも多い傾向であるため、内容を精査する必要がある。
公益性							
公平性・透明性					補助金管理シートに「平成29年度に業務を明確化し、委託事業を立ち上げ補助金額の見直しを行った。」と記載されていることについて説明してほしい。	重層的支援体制整備事業という国の事業に市も取り組んでおり、その一部を社協へ委託している。それを始める前のモデル事業の際、H29年度に設置補助金を見直した。	委託事業の見直し(評価)の視点は持つべき。
					社協への委託事業が殆どのなかで、委託事業自体がそもそも必要なのか、事業自体に見直しの余地はないのか。生活支援体制整備事業の金額が特に高いが。	重層的支援体制事業の中で必ずやらないといけない事業であり、直営では難しいので委託している。地域支援コーディネーターの人件費が大部分となっている。	
行政関与の必要性	伊賀市社協はデイサービスは行われているか？	介護保険サービスは行われている。					
補助の効果 (成果指標)	「医療や介護が必要な状態を予防するために、地域全体で諸施策に取り組む力」とは？指標の内容を説明してほしい。	地域福祉計画があり、その成果を測る指標の中で地域予防対応力を設けている。具体的には6つの事業の取り組み、例えば介護予防サロンへの参加数、出前講座の参加数から、自分で自分の健康を保っていく自助の取り組みと、互助の取り組みとして、介護予防リーダーの活動や、キャラバンメイトの取り組みなどの合計9つで、これらを独自に指標化しているのが地域予防対応力である。地域福祉計画を進めるにあたって社協と協働していくため、この指標を定めている。					本件はほぼ人件費補助なので、指標は人件費が正しく、効率的に使われているかを測るべき。また指標は、外部から見て適正にその事業が実施できているのが判断できる必要もあるが、地域予防対応力のポイントは事業として内部で把握していくのは良いが、評価が伴う成果指標としては分かりにくい。改めるべき。
							目的に対して分かりやすい(支援事業への)新規参加率など具体的な指標の設定が必要。
今後の方向性							現実として、全国的には社協で非常に多くの不祥事が発生している。社協で誰がどの様な活動しているかを把握すべき。社協は、直接事業を行っているケースは少なく、地域のリーダーなどに丸投げされていることが多い。このことで不祥事が起きる要因となっている。誰が担当で誰が責任者なのかを精査するべき。一例をあげるとサロン事業など、ごく一部の個人のための事業になっていることも多いので、事業の中身を見て、補助金と出している立場から、市でもその事業が必要かを精査することが必要。
							最近では民間事業者も成熟してきているので、民に任せれることは民に移行する必要があるので、随時検討すべき。
他事業への横展開	全国的に社協は国から様々な仕事の下りてきて膨張気味である。デイサービス、老人介護施設など民が成熟してこなかった2000年代初頭は、指定管理者制度を利用して行政が社協に運営を任せた経緯がある。20年ほど経過し、民間事業者が成熟しているため、民に任せれることは民に移行することがこれからの必要である。伊賀市では如何か？	仰るとおりであり、具体的には申し上げられないがその様なことも検討している。					セルの塗りつぶし内容について ・・・全庁的な指摘事項（個別の意見聴取せずに全庁で取り組むべき内容） ・・・個別の指摘事項として、下で「対応方針」を確認する内容

見直しの視点		指摘事項	対応方針	いつまでに
部局個別論点ごと	積算根拠	人件費算出の根拠となる事業に携わる人数は事業ベースで「人工」を積算し適正度を測るべき。そのために事業ごとに人工表を示していただきたい。日報などで適正な人工を管理するべき。	社会福祉協議会と協議を行い、事業ごとの「人工」を積算できるかの確認を行います。実施していただいている事業はそれぞれが密接に絡んでおり、単純に1つの事業で「〇人工」という把握ができるかは協議してみないと不明ですが、できるだけ事業ごとの積算により、積算根拠を算出するように努めます。	R7年度予算要求時期まで(R6年秋)
	積算根拠	内規ではなく対象費用を要綱内で決めるべき。	健康福祉部関係補助金要綱ではなく、単独の要綱を設置するように努めます。	R5年度中
	受益者負担・決算内容	三重県社協へ払う負担金の額が他団体よりも多い傾向がみられるため、内容を精査する必要がある。	伊賀市社会福祉協議会に三重県社会福祉協議会への負担金の額や内容等についてヒアリングを行います。また、伊賀市社協へのヒアリングだけで判断できない場合は、他市町の社協担当部署及び社会福祉協議会にも状況を確認いたします。	R4年度中
	今後の方向性	誰が担当で誰が責任者なのかを明確にし、サロン事業等がごく一部の個人のための事業になっていないか、事業の中身を見てその必要性を市でも判断して補助するべき。	伊賀市社会福祉協議会に各事業について担当責任者を確認するとともに、対象者等を確認し公平性が担保されているかの確認についても実施します。	R5年度中
本事業に関する今後の部局方針		継続		
上記理由		社会福祉法が改正により、第6条に明確に国及び地方公共団体の責務が明示され、地域福祉の推進や地域生活課題の解決の資する必要性が増えてきており、これまで以上に社会福祉協議会との連携を強める必要があります。また、当市は全国の他自治体に先駆け重層的支援体制整備事業に取り組み、地域共生社会の実現をめざすことから、社会福祉協議会への委託事業等も多く、社会福祉協議会との連携強化が他自治体よりも求められています。ただし、指摘事項のとおり改善すべき点は改善しながら継続していく必要はあると考えています。		

①

諮問時の視点	・実施時期について妥当であるか。令和5年度、6年度を待たずに実施するべき内容があるのではないか。 ・単に「確認」に留まるのではなく、各事業のニーズや目的を明確にし、そのうえでエビデンスに基づく「必要性」を確認し、必要性がないものは廃止も含め、いつまでに改善するのかを示すべきではないか。
--------	---

②

レビュー結果に対する審査会評価	
意見	

審査会